

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について  
 — 令和5年2月 文部科学省通知 —

重大ないじめ事案等における留意すべき事項

1. 重大ないじめ事案に関する警察への相談・通報

○下記は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談または通報すべき具体例。

学校で起こり得る 事案の例	該当し得る犯罪
<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</li> <li>無理やりズボンを脱がす。</li> </ul>	暴行 (刑法 208 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。</li> </ul>	傷害 (刑法第 204 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</li> <li>断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</li> </ul>	強制わいせつ (刑法第 176 条) 恐喝 (刑法第 249 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。</li> </ul>	窃盗 (刑法第 235 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。</li> </ul>	器物損壊等 (刑法第 261 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。</li> <li>本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</li> </ul>	強要 (刑法第 223 条) 脅迫 (刑法第 222 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</li> <li>同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺した。</li> </ul>	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条) 自殺関与 (刑法第 202 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>同級生の裸の写真・動画を友達や、SNS 上のグループに送信して多数の者に提供し、</li> <li>元交際相手と別れた腹いせに性的な写真や動画をインターネット上に公表する。</li> </ul>	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条) 私事性的画像記録提供 (1) (児童ポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)

2 警察との連携の徹底による児童生徒への指導・支援の充実

3 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の促進

4 いじめの重大事態における首長部局との連携・協力